

富田訪問看護ステーション

当施設は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定 第 3360290369号)

重要事項説明書

重要事項説明書

1. 設置者

法人の名称	富田ケアセンター有限会社
法人の所在地	岡山県倉敷市玉島道口2754-1
代表者名	代表取締役 山中 祥吉
電話番号	(086) 526-5900

2. 事業所の概要

事業所の名称	富田訪問看護ステーション
事業の種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所の所在地	岡山県倉敷市玉島道口78-1
事業者番号	3360290369 (医療 0290369)
管理者名	中村 秀代
電話番号	(086) 522-5550
FAX	(086) 436-1990
実施地域	倉敷市（児島地域・帯江・豊洲地域・中庄地域・天城・茶屋町地域・庄北地域・倉敷北地域をのぞく）・浅口市・矢掛町・里庄町（里庄東小学校区、新庄まで）

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態、要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能向上を目的とする。

(2) 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 営業日

営業日	日～土
営業時間	受付時間：午前8時30分～午後5時30分 電話などにより24時間連絡可能な体制とする。
定休日	年中無休 365日営業

5. 職員体制

管 理 者	看護師 中村 秀代			
看 護 師	常勤	名（うち兼務 名）	非常勤	名（うち兼務 名）
准看護師	常勤	名（うち兼務 名）	非常勤	名（うち兼務 名）
理学療法士	常勤	名（うち兼務 名）	非常勤	名（うち兼務 名）
作業療法士	常勤	名（うち兼務 名）	非常勤	名（うち兼務 名）
言語聴覚士	常勤	名（うち兼務 名）	非常勤	名（うち兼務 名）

6. 担当職員の変更

①いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

②当事業所は、担当の訪問看護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者様又はご家族の了解を得ます。

7. 利用料

（1） 介護保険

利用者負担金は、料金の1割ないし2割・3割負担となります。但し、介護保険法令に基づいて、保険給付が償還払い（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から7割から9割の払い戻しを受ける方法）となる方は、お申し出ください。

介護保険用(要介護)

＊看護師が訪問する場合

利用時間等	基本料金	利用者負担金 1割	利用者負担金 2割	利用者負担金 3割
20分未満	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上 1時間未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上 1時間30分未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
理学療法士等による訪問 (1回あたり20分)	2,940円	294円	588円	882円
定期巡回	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円
定期巡回(要介護5)	37,610円	3,761円	7,522円	11,283円

利用時間等	夜間・早朝 料金1割	夜間・早朝 料金2割	夜間・早朝 料金3割	深夜料金 1割	深夜料金 2割	深夜料金 3割
20分未満	393円	786円	1,179円	471円	942円	1,413円
30分未満	589円	1,178円	1,767円	706円	1,412円	2,118円
30分以上 1時間未満	1,029円	2,058円	3,087円	1,235円	2,470円	3,705円
1時間以上 1時間30分 未満	1,410円	2,820円	4,230円	1,692円	3,384円	5,076円
理学療法士 等による訪 問（1回あた り20分）						

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

介護保険用(要支援)

*看護師が訪問する場合

利用時間等	基本料金	利用者負担金 1割	利用者負担金 2割	利用者負担金 3割
20分未満	3,030円	303円	606円	909円
30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上 1時間未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
1時間以上 1時間30分未満	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
理学療法士等によ る訪問（1回あたり 20分）	2,840円	284円 (1日3回以上 50/100)	568円 (1日3回以上 50/100)	852円 (1日3回以上 50/100)

利用時間等	夜間・早朝 料金1割	夜間・早朝 料金2割	夜間・早朝料 金3割	深夜料金 1割	深夜料金 2割	深夜料金 3割
20分未満	379円	758円	1,137円	455円	910円	1,365円
30分未満	564円	1,128円	1,692円	677円	1,354円	2,031円
30分以上 1時間未満	993円	1,986円	2,979円	1,191円	2,382円	3,573円
1時間以上 1時間30分未 満	1,363円	2,726円	4,089円	1,635円	3,270円	4,905円
理学療法士等によ る訪問（1回 あたり20分）						

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※理学療法士等による介護予防訪問看護の利用開始の属する月から起算して12月を超えて行う場合、1回につき5単位が減算になります。

○サービスの加算料金(介護保険)

加 算 項 目		料 金	利用者負担金 1 割負担	利用者負担金 2 割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ※1 イ、ロ(1回につき)		60円	6円	12円
サービス提供体制強化加算Ⅱ※1 イ、ロ(1回につき)		30円	3円	6円
サービス提供体制強化加算Ⅰ ハ(1月につき)		500円	50円	100円
サービス提供体制強化加算Ⅱ ハ(1月につき)		250円	25円	50円
特 別 管 理 加 算※2 (Ⅰ) (月1回)		5,000円	500円	1,000円
特 別 管 理 加 算※2 (Ⅱ) (月1回)		2,500円	250円	500円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)※3 (月1回)		6,000円	600円	1,200円
ターミナルケア加算		25,000円	2,500円	5,000円
専門管理加算		2,500円	250円	500円
初回加算(Ⅰ)※7		3,500円	350円	700円
初回加算(Ⅱ)※7		3,000円	300円	600円
退院時共同指導加算		6,000円	600円	1,200円
看護・介護職員連携強化加算※4		2,500円	250円	500円
複数名訪問加算※5 (Ⅰ)	所要時間30分未満の場合	2,540円	254円	508円
	所要時間60分以上の場合	4,020円	402円	804円
複数名訪問加算※5 (Ⅱ)	所要時間30分未満の場合	2,010円	201円	402円
	所要時間60分以上の場合	3,170円	317円	634円
長時間訪問看護加算※6		3,000円	300円	600円

※1 次の算定要件を満たす場合

- ①研修の実施 ②会議の開催
③健康診断等の定期的な実施 ④勤続7年以上の職員が30%以上(Ⅰ)
④勤続3年以上の職員が30%以上(Ⅱ)

※2 (Ⅰ)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

(Ⅱ)①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養

法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

②人工肛門、人工膀胱を設置している状態

③真皮を越える褥瘡の状態

④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※3 利用者又はその家族からの電話等により看護に関する相談・助言等を求められた場合、常時対応出来る体制である。

※4 特定行為業務を実施する介護職員等へ支援を行った場合

- ※5 ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
③その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合

(Ⅰ)複数の看護師等との同時訪問

(Ⅱ)看護補助者との同時訪問

※6 長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算します。

※7 初回加算(Ⅰ)：新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に所定単位数を加算します。初回加算(Ⅱ)は、当該利用者に対して、初回の訪問看護を行った場合に所定単位数を加算します。ただし、初回加算(Ⅰ)を算定する場合は、算定しません。

・特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月につき特別管理加算(Ⅰ)または特別管理加算(Ⅱ)を加算します。

・緊急時訪問加算は指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

・ターミナルケア加算は在宅で死亡した利用者に対して、利用者又はその家族の同意を得て、その死亡日の前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む)に加算します。

・専門管理加算は、イ：緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、又はロ：特定行為(訪問看護において専門の管理を必要とする行為)研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、イ又はロのいずれかを月1回加算します

・退院時共同指導加算は入院中または入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後、初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、退院又は退所につき1回に限り加算します。初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しません。

・看護・介護職員連携強化加算は指定訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等が利用者に対し、特定行為業務を円滑に行なうための支援を行った時に1月に1回に限り加算します。

・複数名訪問看護加算(Ⅰ)は、利用者又はその家族の同意を得て、2人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

・夜間(午後6時から午後10時)・早朝(午前6時から午前8時) 基本利用者負担金に1回につき、25%加算します。

・深夜(午後10時から午前6時) 基本利用者負担金に1回につき、50%加算します。

*なお、健康保険の場合は、診療報酬告示上の額とします。

(2) 医療保険

基本料金項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
☆基本医療費	週3回まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4回以降(看護師)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
☆基本療養費Ⅲ(入院中1回に限り)		8,500円	850円	1,700円	2,550円
☆管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
★情報提供医療費	月1回	1,500円	150円	300円	450円

○サービスの加算料金(医療保険)

加算項目	内 容	料 金
難病等複数回訪問加算	1日2回 1日3回以上	4,500円 8,000円
難病等複数回訪問加算	1日2回 同一建物内1人 同一建物内2人 同一建物内3人以上	4,500円 4,500円 4,000円
難病等複数回訪問加算	1日3回以上 同一建物内1人 同一建物内2人 同一建物内3人以上	8,000円 8,000円 7,200円
緊急時訪問看護加算(1日につき)	イ 月14日目まで ロ 月15日目以降	2,650円 2,000円
夜間・早朝訪問看護加算	午後6時～午後10時・午前6時～午前8時	2,100円
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時	4,200円
24時間対応体制加算	月1回	6,800円
特別管理加算※1 (Ⅰ)	月1回	5,000円
特別管理加算※1 (Ⅱ)	月1回	2,500円
複数名訪問看護加算※2	イ. 看護職員＋看護師(週1回)	4,500円
	ロ. 看護職員＋准看護師(週1回)	3,800円
	ハ. 看護職員＋看護補助者(週3回、二除く)	3,000円
	ニ. 看護職員＋看護補助者 (厚生労働大臣が定める場合に限る)	1日に1回 3,000円
		1日に2回 6,000円 1日に3回以上 10,000円
長時間訪問看護加算※3	90分を越えた場合 (週1日)	5,200円
看護・介護職員連携強化加算	特定行為業務を実施する介護職員等へ支援を行った場合(月1回)	2,500円
退院時共同指導加算	退院・退所につき1回	8,000円

乳幼児加算・幼児加算(1日につき)	(厚生労働大臣が定める者に該当する場合)	1,300円 1,800円
ターミナルケア療養費		25,000円
在宅患者連携指導加算(月1回まで)		3,000円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算(月1回まで)		2,000円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊時の訪問看護 (1回(又は2回))	8,500円
専門管理加算		2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回に限り	50円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回に限り	780円

※1 特別な管理を必要とする利用者(次の状態にある方)

- (Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- (Ⅱ)①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ②人工肛門、人工膀胱を設置している状態
- ③真皮を越える褥瘡の状態
- ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態

※2 厚生労働大臣が定める疾患については回数制限なし

※3 厚生労働大臣が定める者(ⅰ.15歳未満の超重症児・準超重症児、ⅱ.15歳未満の小児であって、別表第八に掲げる者)に限り週3日

・特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月につき特別管理加算(Ⅰ)または特別管理加算(Ⅱ)を加算します。

・緊急時訪問加算は指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

・ターミナルケア加算は在宅で死亡した利用者に対して、利用者又はその家族の同意を得て、その死亡日の前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む)に加算します。

・退院時共同指導加算は入院中または入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後、初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、退院又は退所に付き1回に限り加算します。初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しません。

・看護・介護職員連携強化加算は指定訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等が利用者に対し、特定行為業務を円滑に行なうための支援を行った時に1月に1回に限り加算します。

・長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算します。

・複数名訪問看護加算は、利用者又はその家族の同意を得て、2人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

・訪問看護基本療養費(Ⅲ)は、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者で①厚生労働大臣が定める疾病等(別表第7)、②特別管理加算(別表第8)の対象者、③その他外泊に当たり訪問看護が必要と認められる者が対象です。

・専門管理加算は、イ：緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、又はロ：特定行為(訪問看護において専門の管理を必要とする行為)研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、イ又はロのいずれかを月1回加算します。

・訪問看護医療DX情報活用加算は、地方厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、電子資格確認(オンライン資格確認)により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月1回に限り、50円を所定額に加算します。

・訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護管理療養費を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)として、月1回を限度して算定します。

*なお、健康保険の場合は、診療報酬告示上の額とします。

(3) その他の利用料

①交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求致します。なお、自動車を使用した場合は下記により請求致します。

指定訪問看護サービスを医療保険に基づきご利用の場合は、運営規程の定めに基づき、交通費の実費額を請求致します。なお、自動車を使用した場合は下記により請求致します。

◎実施地域を越えた場合、片道1kmにつき40円をいただきます。

交 通 費	1kmにつき	40円
-------	--------	-----

②エンゼルケア料 10,000円を請求致します。

③キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、至急事業所までご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

① 前日までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
② 12時間前までにご連絡場合	介護報酬告示上の額の50%
② 12時間前までにご連絡のない場合	介護報酬告示上の額の70%

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、30日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

(5) 保険給付のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

8. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置致します。

①当事業所の相談苦情連絡窓口

TEL : 086-522-5550

担 当 部 署: 富田訪問看護ステーション

担 当 者: 中村 秀代

受 付 時 間: 午前8:30~午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております

②行政機関等

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※行政機関その他苦情受付機関

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

◎倉敷市役所介護保健課

倉敷市西中新田 640

電 話 (086) 426-3343

◎浅口市役所高齢者支援課 浅口市健康福祉センター内 浅口市鴨方 2244-26

電 話 (0865) 44-7113

◎矢掛町福祉介護課

小田郡矢掛町矢掛 3018

電 話 (0866) 82-1026

◎里庄町役場健康福祉課

浅口郡里庄町里見 1107-2

電 話 (0865) 64-7232

◎岡山県国民健康保険団体連合会

岡山市北区桑田町 17 番 5 号

受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

電 話 (086) 223-8811

9. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護計画書の作成

主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

(2) 訪問看護の提供

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 療養上の世話
- ⑤ 褥創の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 認知症患者の看護

- ⑧ 療養生活や介護方法の助言
- ⑨ カテーテル等の交換・管理
- ⑩ ターミナルケア
- ⑪ その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

10. 個人情報の保護について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病 院 名	
	主 治 医 氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	
緊急連絡 先	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

12. 事故発生時の対応方法について

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に関催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(年一回以上)
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 身体拘束の禁止

- 1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化の研修を実施(年一回以上)

15. 就業環境の確保

事業所は適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供票を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 相談に対応するための窓口を設置し、従業員に周知する。

16. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

17. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18. 地域との連携等

事業所は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

19. 掲示

事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に質すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上での情報が閲覧できるよう掲載・公表する。

20. その他運営に関する重要事項

その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその他の家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は富田ケアセンターが定めるものとする。
- 5 利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を、整備し、その完結の日から5年間保存する。

当事業所は、利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に際し、利用者及びその家族に対して本書面に基ついて、重要事項を説明しました。

年 月 日

訪問看護及び介護予防訪問看護

<事業者>岡山県倉敷市玉島道口2754番地1

富田ケアセンター有限公司 代表取締役 山中 祥吉

富田訪問看護ステーション

説 明 者

職 名 _____

氏 名 _____

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明と交付を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

代筆者 住所

(続柄) 氏名

個人情報使用同意書

富田訪問看護ステーション

1. 使用目的

私及び家族の個人情報は、医療機関・居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合は、使用する事に同意します。

2. 条 件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

富田ケアセンター有限公司 殿

年 月 日

利用者	住所	
	氏名	
代筆者	住所	
	氏名	(続柄：)
家族	住所	
	氏名	(続柄：)

